

計画作成年度	令和7年度
計画主体	綾部市

## 綾部市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林商工部林政課林業振興担当  
所在地 京都府綾部市若竹町8番地の1  
電話番号 0773-42-4362  
FAX番号 0773-42-4406  
メールアドレス rinse@city.ayabe.lg.jp

○目的

綾部市鳥獣被害防止計画は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第4条（以下「特措法」という。）に基づき、有害鳥獣による農作物被害や生活環境被害に対応するため、鳥獣被害防止の取り組みを総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展に寄与することを目的として策定するものである。

○内容

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、アライグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	綾部市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害額	被害面積
イノシシ	水稻	889.6万円	888.7a
	麦類（小麦）	0.9万円	40.0a
	豆類（大豆、小豆）	139.5万円	189.0a
	果樹（栗）	2.2万円	6.0a
	野菜（タケノコ）	47.1万円	10.0a
	いも類（サツマイモ）	4.5万円	1.0a
	工芸作物（茶）	25.3万円	10.0a
	計1,109.1万円	計1,144.7a	
ニホンジカ	水稻	724.9万円	724.2a
	麦類（小麦）	1.6万円	70.0a
	豆類（大豆、小豆）	402.4万円	611.3a
	果樹（栗）	3.7万円	10.0a
	野菜（万願寺とうがらし等）	242.7万円	50.3a
	計1,375.3万円	計1,465.8a	
ニホンザル	水稻	1.0万円	1.0a
	豆類（大豆、小豆）	3.3万円	4.0a
	果樹（栗、みかん）	6.6万円	14.0a
	野菜（きゅうり、キャベツ等）	96.0万円	26.0a
	計106.9万円	計45.0a	
ツキノワグマ	果樹（栗、ぶどう等）	195.3万円	49.5a
	計195.3万円	計49.5a	
アライグマ	水稻	1.0万円	1.0a
	果樹（ぶどう）	71.9万円	10.0a
	計72.9万円	計11.0a	

※ 被害額及び被害数値は、京都府の算定基準に基づき積算。  
 期間は令和6年1月～12月

## (2) 被害の傾向

### 〔イノシシ〕

春先にはタケノコ、8月から11月にかけては豆類、秋の時期には栗やサツマイモなどの食害が発生している。水稻被害に関しては、畔の掘り起こしによる崩壊や田の踏み荒らし、食害が年間を通して発生し、農家の生産意欲の減退を招いている。

また、人家敷地内の掘り起こしや、集落内の法面の掘り起こしによる土砂の崩落など、生活環境に関わる被害も発生するなど、被害の発生場所は全市域へ拡大している。

### 〔ニホンジカ〕

全市域に生息し、水稻については新芽の食害や踏み荒らしによる被害が発生し、豆類、果樹、野菜などの食害が年間を通して発生している。水稻や豆類の作付け後や収穫期の食害による収量の低下や、果樹等の苗木の食害の発生により、農家の生産意欲の減退を招いている。

### 〔ニホンザル〕

奥上林、中上林、口上林、山家、東八田、西八田地区で出没し、水稻、豆類、果樹、野菜への食害が発生している。集落内での出没を繰り返し、家庭菜園への被害や「離れザル」による市街地での生活環境被害も多数発生している。

### 〔ツキノワグマ〕

令和7年度においては、12月末時点で57件の目撃（前年度比66%）と9件の痕跡情報（前年度比25%）が寄せられており、近隣市においては人身被害が発生している。民家付近での目撃情報も多く寄せられることから、いつ人身被害が発生してもおかしくない状況である。農作物被害としては栗やぶどう等の果樹が主であり、民家付近への出没の要因となっていると考えられるため、放任果樹の伐採による対策等を推進し、民家付近への出没の低減を図る必要がある。

### 〔アライグマ〕

果樹（ぶどう）への食害が発生している。

また、人家、空家及び神社仏閣に侵入し、天井裏を糞尿で汚すなどの生活環境被害も多発している。特に4月から10月にかけて、市民から多くの相談通報を受けている。

(3) 被害の軽減目標

(被害金額)

指標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 10 年度)
イノシシ	1,109 万円	887 万円
ニホンジカ	1,375 万円	1,100 万円
ニホンザル	107 万円	86 万円
ツキノワグマ	195 万円	156 万円
アライグマ	73 万円	58 万円
合 計	2,859 万円	2,287 万円

(被害面積)

指標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 10 年度)
イノシシ	1,145 a	916 a
ニホンジカ	1,466 a	1,173 a
ニホンザル	45 a	36 a
ツキノワグマ	50 a	40 a
アライグマ	11 a	9 a
合 計	2,717 a	2,174 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>綾部支部猟友会において旧町村単位で有害鳥獣駆除班が編成（現在 10 班）され、当会へ駆除委託を行い、捕獲等を実施している。</p> <p>平成 22 年度から狩猟期間においても、ニホンジカ 1 頭当たりの捕獲報償を支払い、個体数調整を推進している。</p> <p>平成 28 年度から新規に狩猟免許を取得される方を対象にした狩猟免許取得支援事業を実施している。</p> <p>また、ニホンザル用の大型捕獲檻を導入し複数頭の捕獲を可能とした。</p> <p>捕獲方法としては、「銃器」「くくりわな」「檻」を用いている。</p> <p>捕獲鳥獣の処理方法は、埋設処分、焼却処分及び食肉加工施設への搬入としている。</p>	<p>平成 28 年度から狩猟免許取得補助事業を新設し、令和 4 年度が 2 人、5 年度が 2 人、6 年度が 6 人と免許取得者は増加したものの、有害鳥獣駆除隊員の高齢化により隊員数は減少傾向にあるため、担い手の確保が急務である。また、捕獲技術の向上や継承の方法について検討が必要である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>農林業団体が設置する侵入防止柵（電気柵、WM柵等）の資材費に対して補助をしている。また、侵入防止柵の維持管理方法についての助言を行っている。</p> <p>中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金を活用し、集落による防除対策を実施している。</p>	<p>過疎、高齢化により侵入防止柵設置後の維持管理が困難になっているほか、経年劣化している侵入防止柵があり、今後は、更新と維持管理が課題である。</p>

(5) 今後の取組方針

1. 捕獲と防除の両面での被害防止対策を推進

野生鳥獣による被害が発生した地域の被害状況を十分に把握した上で、地域住民、猟友会及び行政が連携を図り「捕獲」と「防除」の総合的な被害防止対策を進める。

捕獲については、罠を中心とした捕獲活動を展開し、有害鳥獣の個体数減少に向けた取り組みを実施する。

狩猟免許取得経費を補助し捕獲従事者の育成に努めることで有害鳥獣捕獲体制を整備する。

防除面に関しては、生産者が主体となった侵入防止柵の設置を推進し、自衛体制を強化する。

なお、ニホンザルについては、引き続き、撃退用具の整備を支援し地域住民による追い払い活動の充実を図る。また、専門家による生息数調査等の結果を踏まえて、被害防止研修会等を実施し被害防止を図る。

ツキノワグマの出没により人身被害及び農作物被害が予想される場合に限り予察捕獲で対応する。目撃情報のライフビジョンによる情報発信のほか、市内の学校や自治会などへの連絡、注意喚起チラシの配布や誘引物となる不要な柿の木等の撤去指導などを行い、人身被害の防止に努める。

令和7年9月に施行された改正鳥獣保護管理法による緊急銃猟制度については、京都府、警察、捕獲者等と連携し、人の日常生活圏に出没した際の体制整備を図る。

2. 生息地管理の推進

間伐による森林整備や荒廃化した作業道の整備、また雑木林の刈払い等による里山整備を実施し、獣類が定着しにくい環境づくりを推進する。

3. 有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくり

間伐や放置竹林伐採の促進、藪の刈払い等の実施や、地域が主体となって、被害防止策を講じるための地域懇談会、講演会や電気柵の設置方法等の現地研修会を開催して有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ①綾部支部猟友会へ駆除を委託し、各地区自治会連合会からの駆除要望を受けて、駆除班（10班）が有害鳥獣駆除を実施する。また、銃器による捕獲の担い手を確保するため、新規有害鳥獣駆除隊員が有害鳥獣捕獲に使用する猟銃の購入に要する経費の一部を補助している。

綾部支部猟友会組織表（令和7年度）

綾部支部猟友会駆除隊員 94名									
綾部班	中筋班	豊里班	物部班	志賀郷班	吉美班	西八田班	東八田班	山家班	上林班
11名	8名	14名	8名	14名	6名	6名	6名	4名	17名

- ②市職員（4人）で編成した鳥獣被害対策実施隊を編成し、農家等からの捕獲等の要望に対応する。

【鳥獣被害対策実施隊組織表】

綾部支部猟友会駆除隊員 ⇔ 隊長（担当長）⇒隊員（職員3名）

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ ツキノワグマ	綾部市有害鳥獣駆除対策協議会及び京都府中丹広域振興局、京都府中丹東農業改良普及センターと連携して侵入防止柵の点検・管理等の維持管理を地域に対して進めると共に、ICT技術による効果的な捕獲を実施する。 新たな捕獲従事者の育成を図るため、狩猟者免許取得に要する経費の一部を補助する。 また、新規有害鳥獣駆除隊員が有害鳥獣捕獲に使用する猟銃の購入経費に対して補助を行い、銃器による捕獲の担い手を確保する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>[イノシシ] 京都府第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）に基づき、捕獲計画数を設定する。 豚熱の影響を受けていない年度の捕獲頭数の平均程度の捕獲頭数とする。 （捕獲実績頭数 2年度832頭、3年度256頭、4年度310頭、5年度240頭、6年度401頭）</p> <p>[ニホンジカ] 京都府第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づき、捕獲計画数を設定する。 令和6年度の農作物被害状況調査により被害額が増加したことを勘案し、過去5年間の平均捕獲頭数よりも多い捕獲頭数とする。 （捕獲実績頭数 2年度788頭、3年度1,098頭、4年度1,009頭、5年度974頭、6年度809頭）</p> <p>[ニホンザル] 京都府第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）に基づき、捕獲計画数を設定する。 過去5年間の捕獲実績頭数の平均程度とする。 （捕獲実績頭数 2年度26頭、3年度8頭、4年度11頭、5年度12頭、6年度6頭）</p> <p>[ツキノワグマ] 京都府第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）に基づき、捕獲計画数を設定する。 過去5年間の捕獲実績頭数の平均程度とする。 （捕獲実績頭数 2年度21頭、3年度15頭、4年度12頭、5年度7頭、6年度26頭）</p> <p>[アライグマ] 綾部市アライグマ防除実施計画書に基づき、捕獲計画数を設定する。 過去5年間の捕獲実績頭数の平均程度とする。 （捕獲実績頭数 2年度30頭、3年度39頭、4年度49頭、5年度41頭、6年度52頭）</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	500頭	500頭	500頭
ニホンジカ	1,050頭	1,050頭	1,050頭
ニホンザル	15頭	15頭	15頭
ツキノワグマ	10頭	10頭	10頭
アライグマ	40頭	40頭	40頭

捕獲等の取組内容
綾部市全域を対象に「銃器」「くくりわな」「檻」を用いて、第13次鳥獣保護管理事業計画書の予察表に記載の鳥獣を対象に予察捕獲で対応するほか、その他の鳥獣については、駆除要望に基づき被害防止捕獲で対応する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
綾部市全域を対象に、大型獣の止めさし及び遠く離れた獲物を捕獲するときに使用する。実施時期については、通年とする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
綾部市全域	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル及びアライグマ等の主な有害鳥獣について、平成12年度以降、京都府から有害鳥獣捕獲許可に関する権限が委譲されている。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	電気柵 1,000m	電気柵 1,000m	電気柵 1,000m
ニホンジカ	WM柵 10,000m	WM柵 10,000m	WM柵 10,000m
ニホンザル			
ツキノワグマ	複合柵 5,000m	複合柵 5,000m	複合柵 5,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ	侵入防止柵の設置方法等の現地研修会、講演会等の普及啓発を進め、適切な設置及び維持管理に努める。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ アライグマ	被害防止対策に関する地域懇談会、講演会等の普及啓発を進めると共に、ニホンザル対策として地域住民が主体的に追い払い活動等を行えるよう更なる防除体制の確立と普及を目指す。 鳥獣被害対策実施隊による侵入防止柵・緩衝地帯（雑木林の刈払い等）に係る整備、設置及び管理の指導を実施する。 また、被害の多い地域、箇所においてはトレイルカメラ等を用いて被害調査を実施する。 ツキノワグマについては、目撃情報のライブビジョンによる情報発信のほか、市内の学校や自治会などへの連絡、注意喚起チラシの配布や誘引物となる不要な柿の木等の撤去指導や自治会を対象とした柿の木等の放任果樹の伐採経費の補助などを行い、人身被害の防止に努める。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
綾部市	猟友会と連携し、被害状況の確認・地域住民への周知啓発。クマ出没等の緊急時は振興局、警察署と連携して対応。安全確保に努める。
綾部支部猟友会	綾部市の要請を受け、被害現場の確認及び捕獲。クマ出没等の緊急時は綾部市、振興局、警察署と連携して対応。
京都府中丹広域振興局	綾部市と連携した対応。クマ出没等の緊急時は関係機関と連携して安全確保に努める。
綾部警察署	関係機関と連携した対応。市民への安全確保。
綾部市有害鳥獣駆除対策協議会	野生鳥獣の追い払い、緊急対応。

(2) 緊急時の連絡体制

緊急事態の発生の際は、振興局、綾部市、警察署、猟友会の間で速やかに情報共有の上、現場参集し周辺の安全を確保する。また、広報（ライブビジョン、HP、防災行政無線等）を実施し、地域住民への注意喚起を行う。必要に応じて、関係機関の協議による緊急的な捕獲を実施する。
---

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣の処理については、埋設、焼却又は本計画に規定する有効利用とする。焼却は中丹3市の共同利用施設である中丹地域有害鳥獣処理施設を利用する。
---

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

食品	市が認定する食肉加工施設へ搬入し、食肉利用するものとする。（市が許可した獣種に限る。）
ペットフード	市が認定する食肉加工施設へ搬入し、ペットフード利用するものとする。（市が許可した獣種に限る。）
皮革	他市町の取組等を参考に、有効利用について検討する。
その他 （油脂、骨製品、 角製品、動物園等 でのと体給餌、学 術研究等）	

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	綾部市有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
綾部市	事務局を担当し、協議会に関する連絡と調整を行う。
綾部市農業委員会	有害鳥獣被害の現状報告を行う。
綾部支部猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
京都府中丹広域振興局	有害鳥獣関連情報の提供及び指導を行う。
京都府中丹東農業改良普及センター	有害鳥獣関連情報の提供及び指導を行う。
綾部市森林組合	対象地域の巡回による有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
京都府中丹広域振興局 (京都府緑の指導員)	被害情報や出没情報の収集及び提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

特措法に基づいた、民間隊員を含めた鳥獣被害対策実施隊の編成を検討する。
-------------------------------------

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

新しい防除技術について、関係機関と連携して検討する。 行政区域をまたいだ生息域を持つニホンザルの集団に対して、福知山市や舞鶴市等の近隣市と緊密な連絡を取り合い、連携した追い払い等を実施する。
--